

令和3年阿南市成人式 新成人実行委員を募集

成人式の企画・運営（会議は月1回程度）に参加していただける新成人（平成12年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方）を募集します。

問い合わせ 生涯学習課
☎22-13391

ふるさと活性21活動 補助金事業申請の受付

この事業は、地域づくり活

動の推進を図ることを目的として、自主的・主体的な取り組みによる特色ある地域おこし活動を行う団体を支援する補助金制度です。

対象事業 ▼独自性・創造性に富み、かつ、地域間および人的な交流を図り、将来的に地域の活性化に繋がると認められる事業 ▼伝統文化の継承およびそれを生かした新しい地域おこし事業 ▼地域の活性化を目的としたソフト事業 ▼環境改善を目的としたボランティア事業 ▼地域づくりの先導的役割を担う人材育成をめ

ざした事業

申請方法 交付申請書（各公民館に備え付け）に必要事項を記入の上、各公民館へ提出してください。

受付期間

5月1日（金）～29日（金）

※交付の可否等は、7月中旬ごろに通知する予定です。

問い合わせ 生涯学習課
☎22-13391

6月1日は 「人権擁護委員の日」

地域住民の身近な相談相手

として、人権擁護委員が委嘱され、各市町村で活動しています。本市では16人が活動しています。

人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員が住民の皆さんの相談に際するために、各市町村に配置されていることをお知らせするとともに、「人権尊重」の大切さを呼びかける日としています。

問い合わせ 人権・男女参画課
☎22-13094

Jアラートによる 情報伝達試験を実施

全国瞬時警報システム（Jアラート）を利用した全国一斉情報伝達試験（第1回）が、次の日程で実施されます。

本市では、これに併せて、防災行政無線とケーブルテレビの自主放送チャンネルでの試験放送および登録制メールによる試験配信を行いますので、ご協力ください。

日時 5月20日（水）午前11時ごろ
問い合わせ 危機管理課
☎22-19191

自主防災組織を支援します

自主防災組織設立支援

住民同士が救出・救援、初期消火等を行う自主防災組織を設立した場合、次の防災備品を支給します。組織設立の手続きなど、お気軽にご相談ください。

- ・ヘルメット（1世帯に1個）
- ・電気メガホン（およそ30世帯に1個）
- ・信号灯（およそ30世帯に2本）

自主防災組織の活動補助

住民参加による自主防災活動を推進し、地域の自発的な自主防災組織の活動を円滑に行うため、自主防災組織が実施する防災活動、防災訓練、防災研修等に要する事業経費に対して、加入世帯に応じた額を限度に補助金を交付します。

加入世帯数（令和2年4月1日現在） 補助額

100世帯未満	5,000円
100以上300世帯未満	10,000円
300以上500世帯未満	15,000円
500以上1,000世帯未満	20,000円
1,000世帯以上	50,000円

申込方法

防災活動等を実施する予定日の2週間前までに、所定の申請書に必要書類を添付してお申し込みください。申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。

避難路・避難場所整備に係る原材料等支給

地震・津波等災害時の避難路または避難場所を自主防災組織等がその労力で整備する場合において、当該工事に要する原材料および一般建設機械等の借上げ料（オペレーター料、燃料代を除く）を支給します。

申込方法

危機管理課にご相談いただき、所定の申込書に必要書類を添付してお申し込みください。

問い合わせ 危機管理課 ☎22-9191

新型コロナウイルス対策状況下のDV相談窓口

新型コロナウイルス対策に伴う外出自粛、自宅待機、休校、経済状況の悪化などにより、家庭内でのDV(ドメスティックバイオレンス)や虐待の増加・深刻化が懸念されます。本市では、DV相談窓口を開設しています。

※無料。秘密は守られます。匿名での相談OK。

相談・予約受付 平日9:00~17:00 ※電話での相談も可。

相談窓口 阿南市配偶者暴力相談支援センター
ぱあとな-あなん ☎24-8111

環境保全課からのお知らせ

あき地を適正に管理し良好な環境を!

快適で住みよい環境保全のため、「阿南市あき地等の環境保持に関する要綱」の規定に基づき、あき地の適正管理をお願いしています。住宅周辺のあき地に雑草が生い茂ると周辺の人々に不快感を与えるばかりでなく、夏季は害虫、冬季は火災の発生原因になります。水稻が始まる時期は、近隣の田んぼにも悪影響を及ぼします。これらを防ぐためにも、あき地の所有者または管理者は、責任をもって適正に土地の管理をしてください。

なお、市では私有地の除草作業は行いませんので所有者等で対応してください。所有者等で除去作業ができない場合には、有料になりますが、専門業者やシルバー人材センター等へ相談し、早めの除草作業を行うようお願いいたします。

野焼きは法律で禁止されています!

野焼きとは 適法な焼却施設以外で廃棄物を燃やすことを「野焼き」といいます。野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。法律に違反して野焼きやこれらの焼却行為を行った場合、罰則として5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられます。

野焼きが与える影響 野焼きは、その煙が悪臭や大気汚染の原因となります。また周辺住民に対して「洗濯物が干せない」「煙で喉が痛い」などの悪影響を及ぼします。法律により認められている野焼きであっても、苦情が発生しないように風向き、場所等にご配慮ください。

野焼き禁止の例外

- ①国または地方公共団体が施設管理を行うために必要な場合
- ②災害の予防、応急対策、復旧のために必要な場合
- ③風俗習慣上・宗教上の行事で行うために必要な場合
- ④農業・林業・漁業でやむを得ず行われる廃棄物の焼却
- ⑤たき火その他日常生活で通常行われる場合で軽微なもの

問い合わせ 環境保全課 ☎22-3413

住宅課からのお知らせ

危険な空き家の除却を支援します

現在使用されておらず、今後も使用される見込みのない住宅(木造または鉄骨造)の解体・除却費の一部(上限50万円)を補助します。
事前調査の申し込み 補助金交付の申請を希望される方は、事前調査の申し込みをし

危険なブロック塀等の撤去を支援します

避難路沿道等に面した危険

てください。

住宅の不良度等現地確認を行い、危険性の高い順に決定し、本申請をしていただきます。

事前調査の申込期間

5月1日(金)~29日(金)(土、日、祝日を除く)

本申請予定戸数 9戸程度

性の高いブロック塀等の撤去に係る経費の一部(上限6万4000円)を補助します。

予定件数等 20件(先着順)

予定件数に達し次第、受付を終了します。

※要件等がありますので、く

わしくは、市ホームページをご覧ください。お問い合わせ

住宅課

☎22-13431

年金の予約相談

年金事務所において予約による年金相談を行っています。予約相談希望日の1カ月前から前日までの予約が可能です。ご連絡の際は、基礎年金番号がわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。

日程 ▶月曜日 8:30~18:00

▶火曜日~金曜日 8:30~16:00

▶第2土曜日 9:30~15:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に18:00まで予約相談をお受けします。

場所 徳島南年金事務所

予約先・問い合わせ

予約受付専用電話 ☎0570-05-4890

または

徳島南年金事務所 ☎088-652-1511

行財政改革懇話会「公募委員」を募集!

市では、行財政改革に広く市民の皆さんの意見を反映させ、簡素で効率的な行政運営を進めるため、阿南市行財政改革懇話会(公募による委員と行財政改革に関し識見を有する委員で構成)を設置しています。懇話会に出席して、市の行財政改革に関する重要事項を調査審議していただく阿南市行財政改革懇話会の公募委員を募集します。

応募資格 次の各号すべてに該当する方

- ①市内在住の18歳以上の方(令和2年4月1日現在)
- ②市の行財政改革の推進について関心のある方
- ③平日に開催する会議(年1回予定)に出席できる方
- ④国・地方公共団体の議員および常勤公務員でない方

募集人員 若干名

任期 委嘱の日(令和2年6月予定)から約2年間

応募方法 所定の応募用紙に必要事項を記入し、「行財政改革についての考え方および応募の動機」

(様式自由、800字程度)を添付の上、企画政策課に提出してください。

※応募用紙は、企画政策課窓口および住民センター、公民館に設置しているほか、市ホームページからダウンロードしていただけます。

※郵送、ファクス、電子メールでの提出可。

※応募にかかる費用は個人負担となります。

選考方法 応募書類により審査し、決定します。

募集期間 5月1日(金)~25日(月)

※消印有効。土、日曜日の窓口受付はしていません。

応募先・問い合わせ 企画政策課 〒774-8501 富岡町トノ町12番地3 ☎22-3429
FAX 22-6772 e-mail:kikaku@anan.i-tokushima.jp

国勢調査の調査員の募集

令和2年10月1日を基準日として、全国一斉に国勢調査が実施されます。

国勢調査は、日本国内に住居している全ての人と世帯を調査の対象とする国の最も重要な調査です。

阿南市では、市内に住居している全ての人(約7万2千人)と世帯(約3万1千世帯)を対象に、約380人の国勢調査員のご協力により調査を実施する予定としており、調査に従事していただける調査員を募集します。なお、既に「阿南市登録調査員」としてご登録いただいている方には、別途通知しますので、申し込みは不要です。

調査員の要件 次の要件すべて満たす方

- 20歳以上(令和2年8月時点)で、日中活動ができる健全な方
- 責任を持って調査票の配布・回収ができる方
- 調査で知り得た秘密を守ることができる方
- 警察に直接関係のない方
- 選挙に直接関係のない方
- 暴力団員その他反社会的勢力に該当しない方

調査期間 8月下旬から10月下旬までの約2カ月間

調査員の仕事の流れ

- (1)調査員事務説明会への出席
- (2)担当する地域の確認(1調査区の世帯数は50~70世帯)
- (3)調査内容の説明と調査書類の配布(調査対象世帯を訪問)
- (4)回答確認リーフレットの配布と調査票の回収(調査対象世帯を再訪問)

(5)調査票の整理と提出

調査員の身分と待遇

国勢調査員の身分は、期間を定めて任命される非常勤の公務員です。調査活動中、万が一事故等に遭った場合は、公務災害として補償されます。

また、調査終了後には、国の基準に基づき報酬(1調査区当たり約4万円)が支払われます。なお、報酬額は、受け持ち世帯数により異なり、2調査区以上の担当をお願いする場合があります。

任命予定期間 8月下旬~10月下旬

応募方法 「【令和2年国勢調査】調査員登録申込書」(企画政策課の窓口、各支所、各住民センターの窓口)に備え付け、または市ホームページに掲載)を作成の上、企画政策課(市役所4階)までご持参ください。提出の際、簡単な面接を行います。

募集期間 5月29日(金)まで

問い合わせ 企画政策課 ☎22-3429